

平成31年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月13日提案分)

スポーツ局

目 次

ページ

1 神奈川県立相模湖漕艇場条例 新旧対照表	1
2 神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例 新旧対照表	3

1 神奈川県立相模湖漕艇場条例（昭和38年神奈川県条例第40号） 新旧対照表

改 正	現 行
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、神奈川県立相模湖漕艇場 _____ の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において「ボート」とは、<u>シエル、ナツクル、スカル、カヌー、カヤック</u>等通常競技に用いる舟艇で動力又は風力によらないものをいう。</p> <p>(設置) 第3条 ボートの競技等を通じて県民のスポーツの振興を図るため、相模原市緑区与瀬340番地に<u>神奈川県立相模湖漕艇場</u>（以下「漕艇場」という。）を設置する。</p> <p>(施設) 第4条 (略)</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、神奈川県立相模湖漕艇場（以下「漕艇場」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において「ボート」とは、<u>シエル、ナツクル、スカル、カヌー、カヤック</u>等通常競技に用いる舟艇で動力又は風力によらないものをいう。</p> <p>(設置) 第3条 ボートの競技等を通じて県民のスポーツの振興を図るため、相模原市緑区与瀬340番地に<u>漕艇場</u>を設置する。</p> <p>(施設) 第4条 (略)</p>
<p>2 コースは、次の各号に掲げるコースの区分に応じ、当該各号に定めるところにより相模湖に<u>設ける。</u></p> <p>(1) レースコース 長さ2,100メートル及び幅<u>91メートル</u></p> <p>(2) 回航コース レースコースの片側幅<u>15メートル</u></p>	<p>2 コースは、練習コース、レースコース及び回航コースとし、次の各号に定めるところにより相模湖に<u>設ける。</u></p> <p>(1) 練習コース 長さ1,000メートル幅<u>120メートル</u></p> <p>(2) レースコース 長さ2,100メートル幅<u>90メートル</u>及び長さ1,000メートル幅<u>75メートル</u></p> <p>(3) 回航コース レースコースの両側幅<u>15メートル</u></p>
<p>3・4 (略) (指定管理者による管理)</p> <p>第5条 漕艇場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する<u>もの</u>（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第6条 指定管理者の指定を受けようとする<u>もの</u>は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。</p>	<p>3・4 (略) (指定管理者による管理)</p> <p>第5条 漕艇場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する<u>者</u>（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第6条 指定管理者の指定を受けようとする<u>者</u>は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。</p>
<p>2 (略) (指定管理者の指定の基準)</p> <p>第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により漕艇場の指定管理者として最も適切であると認め<u>たもの</u>を指定管理者として指定する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第10条第1項の規定により指定を取り消さ</p>	<p>2 (略) (指定管理者の指定の基準)</p> <p>第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により漕艇場の指定管理者として最も適切であると認め<u>た者</u>を指定管理者として指定する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第10条第1項の規定により指定を取り消さ</p>

改 正				
れ、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。 (7) (略) 第8条～第18条 (略)				
別表 (第14条関係)				
区分			単位	利用料金 の上限額
艇 庫	艇長10メートル未満のボート	利用の期間が1日以上6月未満の場合	1 日	110円
		利用の期間が6月以上1年未満の場合	1 月	3,070円
		利用の期間が1年の場合	1 年	31,950円
	艇長10メートル以上のボート	利用の期間が1日以上6月未満の場合	1 日	170円
		利用の期間が6月以上1年未満の場合	1 月	4,320円
		利用の期間が1年の場合	1 年	47,370円
ボート	1人漕ぎボート		2時間	340円
	2人漕ぎボート		同	600円
	4人漕ぎボート		同	950円
	6人漕ぎボート		同	1,210円
	8人漕ぎボート		同	1,430円
オール			1本2時間	230円
パドル			同	230円
スカルオール			1組2時間	230円
備考 (略)				

現 行				
れ、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。 (7) (略) 第8条～第18条 (略)				
別表 (第14条関係)				
区分			単位	利用料金 の上限額
艇 庫	艇長10メートル未満のボート	利用の期間が1日以上6月未満の場合	1 日	110円
		利用の期間が6月以上1年未満の場合	1 月	3,020円
		利用の期間が1年の場合	1 年	31,370円
	艇長10メートル以上のボート	利用の期間が1日以上6月未満の場合	1 日	170円
		利用の期間が6月以上1年未満の場合	1 月	4,250円
		利用の期間が1年の場合	1 年	46,510円
ボート	1人漕ぎボート		2時間	340円
	2人漕ぎボート		同	590円
	4人漕ぎボート		同	940円
	6人漕ぎボート		同	1,190円
	8人漕ぎボート		同	1,410円
オール			1本2時間	230円
パドル			同	230円
スカルオール			1組2時間	230円
備考 (略)				

2 神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例（昭和40年神奈川県条例第26号） 新旧対照表

改 正	現 行												
<p style="text-align: center;"><u>神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター</u>の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>スポーツを推進し、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、もつて県民の心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、次の施設(以下「<u>県立のスポーツセンター</u>」という。)を設置する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">神奈川県立スポーツセンター(以下「<u>スポーツセンター</u>」という。)</td> <td style="padding: 5px;">藤沢市善行七丁目1番2号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">神奈川県立西湘スポーツセンター(以下「<u>西湘スポーツセンター</u>」という。)</td> <td style="padding: 5px;">小田原市西酒匂1丁目1番26号</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 削除</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 <u>西湘スポーツセンター</u>の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務(以下「<u>指定管理業務</u>」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、知事が指定するもの(以下「<u>指定管理者</u>」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>西湘スポーツセンター</u>の施設及び設備(以下「<u>施設等</u>」という。)の維持管理に関する業務</p> <p>(2) <u>西湘スポーツセンター</u>の利用の承認及び利用承認の取消し等に関する業務</p> <p>(3) その他<u>西湘スポーツセンター</u>の設置の目的のために必要な業務</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、<u>法人その他の団体</u>(以下「<u>法人等</u>」という。)</p>	名称	位置	神奈川県立スポーツセンター(以下「 <u>スポーツセンター</u> 」という。)	藤沢市善行七丁目1番2号	神奈川県立西湘スポーツセンター(以下「 <u>西湘スポーツセンター</u> 」という。)	小田原市西酒匂1丁目1番26号	<p style="text-align: center;"><u>神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センター</u>の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>体育の振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与するため、次の施設(以下「<u>県立の体育センター</u>」という。)を設置する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">神奈川県立体育センター(以下「<u>県立体育センター</u>」という。)</td> <td style="padding: 5px;">藤沢市善行七丁目1番2号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">神奈川県立西湘地区体育センター(以下「<u>県立西湘地区体育センター</u>」という。)</td> <td style="padding: 5px;">小田原市西酒匂1丁目1番26号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p>第3条 <u>県立体育センターに事務職員その他の所要の職員を置く。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 <u>県立西湘地区体育センター</u>の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務(以下「<u>指定管理業務</u>」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者(以下「<u>指定管理者</u>」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>県立西湘地区体育センター</u>の施設及び設備(以下「<u>施設等</u>」という。)の維持管理に関する業務</p> <p>(2) <u>県立西湘地区体育センター</u>の利用の承認及び利用承認の取消し等に関する業務</p> <p>(3) その他<u>県立西湘地区体育センター</u>の設置の目的のために必要な業務</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第5条 指定管理者の指定を受けようとする者は、<u>法人その他の団体</u>(以下「<u>法人等</u>」という。)</p>	名称	位置	神奈川県立体育センター(以下「 <u>県立体育センター</u> 」という。)	藤沢市善行七丁目1番2号	神奈川県立西湘地区体育センター(以下「 <u>県立西湘地区体育センター</u> 」という。)	小田原市西酒匂1丁目1番26号
名称	位置												
神奈川県立スポーツセンター(以下「 <u>スポーツセンター</u> 」という。)	藤沢市善行七丁目1番2号												
神奈川県立西湘スポーツセンター(以下「 <u>西湘スポーツセンター</u> 」という。)	小田原市西酒匂1丁目1番26号												
名称	位置												
神奈川県立体育センター(以下「 <u>県立体育センター</u> 」という。)	藤沢市善行七丁目1番2号												
神奈川県立西湘地区体育センター(以下「 <u>県立西湘地区体育センター</u> 」という。)	小田原市西酒匂1丁目1番26号												

改 正	現 行
<p>の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。</p>	<p>名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。</p>
<p>2 (略) (指定管理者の指定の基準)</p>	<p>2 (略) (指定管理者の指定の基準)</p>
<p>第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により<u>西湘スポーツセンター</u>の指定管理者として最も適切であると認めたものを指定管理者として指定する。</p>	<p>第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により<u>県立西湘地区体育センター</u>の指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。</p>
<p>(1)～(5) (略) (6) 第9条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。 (7) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略) (6) 第9条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。 (7) (略)</p>
<p>第7条～第9条 (略) (利用の承認)</p>	<p>第7条～第9条 (略) (利用の承認)</p>
<p>第10条 <u>県立のスポーツセンター</u>の施設等を利用しようとする者は、知事(<u>西湘スポーツセンター</u>にあつては、指定管理者。次項及び第17条において同じ。)の承認を受けなければならない。</p>	<p>第10条 <u>県立の体育センター</u>の施設等を利用しようとする者は、知事(<u>県立西湘地区体育センター</u>にあつては、指定管理者。次項及び第17条において同じ。)の承認を受けなければならない。</p>
<p>2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を与えないことができる。 (1) <u>県立のスポーツセンター</u>における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) (略) (3) その他<u>県立のスポーツセンター</u>の管理上支障があると認められるとき。</p>	<p>2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を与えないことができる。 (1) <u>県立の体育センター</u>における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) (略) (3) その他<u>県立の体育センター</u>の管理上支障があると認められるとき。</p>
<p>(使用料の徴収)</p>	<p>(使用料の徴収)</p>
<p>第11条 <u>スポーツセンター</u>の施設等の利用については、別表第1に定める額の使用料を徴収する。</p>	<p>第11条 <u>県立体育センター</u>の施設等の利用については、別表第1に定める額の使用料を徴収する。</p>
<p>2 前項の使用料は、前納とする。<u>ただし、駐車場使用料については、利用者は、当該利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。</u></p>	<p>2 前項の使用料は、前納とする。</p>
<p>(使用料の減免)</p>	<p>(使用料の減免)</p>
<p>第12条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。</p>	<p>第12条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。</p>
<p>(1) 県又は市町村が<u>スポーツ行事</u>を行うために利用するとき。 (2) 公共的団体が青少年を対象とする<u>スポーツ行事</u>を行うために利用するとき。 (3) (略)</p>	<p>(1) 県又は市町村が<u>体育行事</u>を行うために利用するとき。 (2) 公共的団体が青少年を対象とする<u>体育行事</u>を行うために利用するとき。 (3) (略)</p>
<p>(使用料の不還付)</p>	<p>(使用料の不還付)</p>
<p>第13条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、知事が災害その他<u>スポーツセンター</u>の施設等の利用の承認を受けた者の責めに帰することができない理由により当該施設等を利用するこ</p>	<p>第13条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、知事が災害その他<u>県立体育センター</u>の施設等の利用の承認を受けた者の責めに帰することができない理由により当該施設等を利用するこ</p>

改 正				現 行																																																																																																																								
とができないと認めるときは、この限りでない。 (利用料金の納付) 第14条 第10条第1項の規定による指定管理者の承認を受けた者は、 <u>西湘スポーツセンター</u> の施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。 2～4 (略) 第15条 (略) (利用料金の不還付) 第16条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他 <u>西湘スポーツセンター</u> の施設等の利用の承認を受けた者の責めに帰することができない理由により当該施設等を利用することができないと認めるときは、この限りでない。 (利用承認の取消し等) 第17条 知事は、 <u>県立のスポーツセンター</u> の施設等の利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の承認を取り消し、又は当該施設等の利用を中止させることができる。 (1)～(3) (略) (委任) 第18条 この条例に定めるもののほか、 <u>県立のスポーツセンター</u> の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。 別表第1 (第11条関係)				とができないと認めるときは、この限りでない。 (利用料金の納付) 第14条 第10条第1項の規定による指定管理者の承認を受けた者は、 <u>県立西湘地区体育センター</u> の施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。 2～4 (略) 第15条 (略) (利用料金の不還付) 第16条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他 <u>県立西湘地区体育センター</u> の施設等の利用の承認を受けた者の責めに帰することができない理由により当該施設等を利用することができないと認めるときは、この限りでない。 (利用承認の取消し等) 第17条 知事は、 <u>県立の体育センター</u> の施設等の利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の承認を取り消し、又は当該施設等の利用を中止させることができる。 (1)～(3) (略) (委任) 第18条 この条例に定めるもののほか、 <u>県立の体育センター</u> の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。 別表第1 (第11条関係)																																																																																																																								
1 スポーツアリーナ1				区 分																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">メインフロア</td> <td>全 面</td> <td>1時間 3,400円</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>同 1,700円</td> </tr> <tr> <td>4分の1面</td> <td>同 900円</td> </tr> <tr> <td>サブフロア</td> <td>同 700円</td> </tr> <tr> <td>会議室 1</td> <td>同</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>会議室 2</td> <td>同</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>研修室 1</td> <td>同</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>研修室 2</td> <td>同</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>研修室 3</td> <td>同</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放送設備</td> <td>メインフロア</td> <td>同 400円</td> </tr> <tr> <td>サブフロア</td> <td>同 100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冷房設備</td> <td>メインフロア</td> <td>同 4,200円</td> </tr> <tr> <td>サブフロア</td> <td>同 1,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暖房設備</td> <td>メインフロア</td> <td>同 6,200円</td> </tr> <tr> <td>サブフロア</td> <td>同 1,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">照明設備</td> <td rowspan="2">メインフロア</td> <td>全 面</td> <td>同 2,400円</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>同 1,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">サブフロア</td> <td>4分の1面</td> <td>同 600円</td> </tr> <tr> <td>サブフロア</td> <td>同 600円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	単 位	使用料の額	メインフロア	全 面	1時間 3,400円	半 面	同 1,700円	4分の1面	同 900円	サブフロア	同 700円	会議室 1	同	200円	会議室 2	同	200円	研修室 1	同	200円	研修室 2	同	200円	研修室 3	同	300円	放送設備	メインフロア	同 400円	サブフロア	同 100円	冷房設備	メインフロア	同 4,200円	サブフロア	同 1,100円	暖房設備	メインフロア	同 6,200円	サブフロア	同 1,600円	照明設備	メインフロア	全 面	同 2,400円	半 面	同 1,200円	サブフロア	4分の1面	同 600円	サブフロア	同 600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">使用料の額</th> </tr> <tr> <th>全 面</th> <th>半 面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">体育館</td> <td rowspan="4">アリーナ</td> <td>全 面</td> <td>1時間 2,260円</td> </tr> <tr> <td>4分の3面</td> <td>同 1,700円</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>同 1,130円</td> </tr> <tr> <td>4分の1面</td> <td>同 570円</td> </tr> <tr> <td>サブフロア</td> <td>同</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2体育館</td> <td>全 面</td> <td>同</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>同</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">練習場</td> <td>第1練習場</td> <td>同</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>第2練習場</td> <td>同</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>第3練習場</td> <td>同</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>第2トレーニング場</td> <td>同</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>ウェイトリフティング場</td> <td>同</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>合宿所</td> <td>1人1泊</td> <td colspan="2">820円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">陸上競技場</td> <td rowspan="3">1日</td> <td>午前</td> <td>21,600円</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>9,250円</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>12,340円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">球技場</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>クレーン</td> <td>3,080円</td> </tr> <tr> <td>クレーン</td> <td>同 1,230円</td> </tr> <tr> <td>バレーボールコート兼テニスコート</td> <td>1面1時間</td> <td colspan="2">690円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	単 位	使用料の額		全 面	半 面	体育館	アリーナ	全 面	1時間 2,260円	4分の3面	同 1,700円	半 面	同 1,130円	4分の1面	同 570円	サブフロア	同	510円	第2体育館	全 面	同	720円	半 面	同	360円	練習場	第1練習場	同	280円	第2練習場	同	280円	第3練習場	同	280円	第2トレーニング場	同	280円	ウェイトリフティング場	同	280円	合宿所	1人1泊	820円		陸上競技場	1日	午前	21,600円	午後	9,250円	午後	12,340円	球技場	1時間	クレーン	3,080円	クレーン	同 1,230円	バレーボールコート兼テニスコート	1面1時間	690円	
区 分	単 位	使用料の額																																																																																																																										
メインフロア	全 面	1時間 3,400円																																																																																																																										
	半 面	同 1,700円																																																																																																																										
	4分の1面	同 900円																																																																																																																										
	サブフロア	同 700円																																																																																																																										
会議室 1	同	200円																																																																																																																										
会議室 2	同	200円																																																																																																																										
研修室 1	同	200円																																																																																																																										
研修室 2	同	200円																																																																																																																										
研修室 3	同	300円																																																																																																																										
放送設備	メインフロア	同 400円																																																																																																																										
	サブフロア	同 100円																																																																																																																										
冷房設備	メインフロア	同 4,200円																																																																																																																										
	サブフロア	同 1,100円																																																																																																																										
暖房設備	メインフロア	同 6,200円																																																																																																																										
	サブフロア	同 1,600円																																																																																																																										
照明設備	メインフロア	全 面	同 2,400円																																																																																																																									
		半 面	同 1,200円																																																																																																																									
	サブフロア	4分の1面	同 600円																																																																																																																									
		サブフロア	同 600円																																																																																																																									
区 分	単 位	使用料の額																																																																																																																										
		全 面	半 面																																																																																																																									
体育館	アリーナ	全 面	1時間 2,260円																																																																																																																									
		4分の3面	同 1,700円																																																																																																																									
		半 面	同 1,130円																																																																																																																									
		4分の1面	同 570円																																																																																																																									
	サブフロア	同	510円																																																																																																																									
	第2体育館	全 面	同	720円																																																																																																																								
半 面		同	360円																																																																																																																									
練習場	第1練習場	同	280円																																																																																																																									
	第2練習場	同	280円																																																																																																																									
	第3練習場	同	280円																																																																																																																									
第2トレーニング場	同	280円																																																																																																																										
ウェイトリフティング場	同	280円																																																																																																																										
合宿所	1人1泊	820円																																																																																																																										
陸上競技場	1日	午前	21,600円																																																																																																																									
		午後	9,250円																																																																																																																									
		午後	12,340円																																																																																																																									
球技場	1時間	クレーン	3,080円																																																																																																																									
		クレーン	同 1,230円																																																																																																																									
	バレーボールコート兼テニスコート	1面1時間	690円																																																																																																																									

改 正				現 行							
2 スポーツアリーナ2											
区 分		単位	使用料の額			一 般 利 用	1人1回	250円			
メイ ンフ ロア	全 面	1時間	5,000円	屋外プール			1 日	37,410円			
	半 面	同	2,500円			専 用 利 用	午 前	14,350円			
多目的フロア 1		同	800円				午 後	23,040円			
多目的フロア 2		同	1,000円								
ボクシングフロア		同	1,500円								
フェンシングフロア		同	1,500円								
ウエイトリフティングフロア		同	1,500円								
控 室 1		同	400円								
控 室 2		同	400円								
プ ー ル	一 般 利 用	一 般	1 人 1 回	600円	プ ー ル	屋 内 プ ー ル	一 般	1 人 1 月	6,000円		
			65歳以上	1 人 1 回				500円	一 般	1 人 1 回	250円
			1 人 1 月	5,000円			6月15 日から 9月15 日まで	一 般 利 用	小 学 生 (義務教 育学校の 前期課程 に在学す る者を含 む。以下 同じ。)	同	100円
		小学生 (義務教 育学校の 前期課程 に在学す る者を含 む。以下 同じ。)、 中学生 (義務教 育学校の 後期課程 及び中等 教育学校 の前期課 程に在学 する者を含 む。以下 同じ。)	1 人 1 回	300円				一 般	一 般	1 人 1 回	580円
		小学生 (義務教 育学校の 前期課程 に在学す る者を含 む。以下 同じ。)	1 人 1 回	300円				一 般	小 学 生	同	250円
		及び高校 生(中等 教育学校 の後期課 程に在学 する者を含 む。以下 同じ。)	1 人 1 月	3,000円				一 般	一 般	1 日	37,410円
		専 用 利 用	全 面	1時間			12,000円	6月14 日まで 及び9 月16日 から12 月31日 まで	専 用 利 用	午 前	14,350円
			半 面	同			6,000円		専 用 利 用	午 後	23,040円
			4分の1面	同			3,000円		専 用 利 用	夜 間	14,350円
							本 館	第 1 会 議 室	1 時 間	220円	
				本 館	第 2 会 議 室	同	110円				
				ス ポ ー ツ ア リ ー ナ	会 議 室 A	同	140円				
				ス ポ ー ツ ア リ ー ナ	会 議 室 B	同	140円				
				研 修 室	研 修 室 A	同	140円				
				研 修 室	研 修 室 B	同	140円				
				研 修 室	研 修 室 C	同	150円				
				ス ポ ー ツ ア リ ー ナ	メ イ ン フ ロ ア	1 回	4,110円				
				ス ポ ー ツ ア リ ー ナ	サ ブ フ ロ ア	同	1,020円				
				第 2 体 育 館		同	2,050円				
				放 送 設 備	陸 上 競 技 場	1 日	3,320円				
						午 前 又 は 午 後	1,650円				
				球 技 場	球 技 場	1 日	3,320円				
						午 前 又 は 午 後	1,650円				
				プ ー ル	プ ー ル	1 日	3,320円				
						午 前 又 は 午 後	1,650円				

改正				現行						
トレーニングルーム	一般	1人 1回	500円	冷房設備	スポーツアリーナ	観客席	午後 1時間	4,110円		
		1人 1月	5,000円			サブフロア	同	1,020円		
	65歳以上	1人 1回	400円	暖房設備	スポーツアリーナ	観客席	同	6,170円		
		1人 1月	4,000円			サブフロア	同	1,540円		
	中学生及び高校生	1人 1回	300円	照明設備	スポーツアリーナ	全点灯	全面	同	3,600円	
		1人 1月	3,000円				4分の3面	同	2,700円	
プール及びトレーニングルーム	一般	1人 1回	800円	照明設備	スポーツアリーナ	メインフロア	4分の1面	同	900円	
		1人 1月	8,000円				全面	同	2,500円	
	65歳以上	1人 1回	700円				サブフロア	4分の3面	同	1,880円
		1人 1月	7,000円					3分の2点灯	半面	同
	中学生及び高校生	1人 1回	400円				サブフロア	4分の1面	同	630円
		1人 1月	4,000円					全面	同	610円
放送設備	メインフロア	1時間	400円	第2体育館	全面	同	1,400円			
冷房設備	同	同	4,200円	半面	同	700円				
暖房設備	同	同	6,200円							
照明設備	同	全面	同	2,400円						
		半面	同	1,200円						
備考 1 プールに係る単位の1回とは、次に掲げる時間の区分の時間内における継続する利用をいう。 (1) 午前9時から正午まで (2) 午後1時から午後5時まで (3) 午後6時から午後9時まで 2 トレーニングルームに係る単位の1回とは、継続する3時間以内の利用をいう。 3 プール及びトレーニングルームに係る単位の1回とは、一の利用日における備考1に定める継続する利用及び備考2に定める継続する3時間以内の利用をいう。				備考 1 単位の欄の1日、午前、午後及び夜間は、次に掲げるとおりとする。 (1) 1日 陸上競技場並びに陸上競技場及び球技場に係る放送設備にあつては午前9時から午後5時（6月15日から9月15日までの期間（以下「夏季利用期間」という。）においては午後6時）まで、屋外プール及び屋外プールに係る放送設備にあつては午前9時から午後6時まで、屋内プールにあつては午前9時から午後9時まで、屋内プールに係る放送設備にあつては午前9時から午後5時まで (2) 午前 午前9時から午後零時まで (3) 午後 陸上競技場並びに陸上競技場及び球技場に係る放送設備にあつては午後1時から午後5時（夏季利用期間においては午後6時）まで、屋外プール及び屋外プールに係る放送設備にあつては午後1時から午後6時まで、屋内プール及び屋内プールに係る放送設備にあつては午後1時から午後5時まで (4) 夜間 午後6時から午後9時まで 2 プールに係る単位の1回とは、次に掲げ						

改 正				現 行				
3 陸上競技場及び補助競技場				<p>る期間の区分に応じ、それぞれに定める時間の区分の時間内における継続する利用をいう。</p> <p>(1) 夏季利用期間</p> <p>ア 午前9時から午前11時30分まで</p> <p>イ 午後零時30分から午後3時まで</p> <p>ウ 午後3時30分から午後6時まで</p> <p>(2) 夏季利用期間以外の期間</p> <p>ア 午前9時30分から午後零時30分まで</p> <p>イ 午後1時30分から午後5時まで</p> <p>3 放送設備に係る単位の1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。</p>				
区 分		単位	使用料の額					
陸上競技場	一般利用	一 般	1 人 1 年					3,000円
		65歳以上	同					2,400円
		小学生、中学生及び高校生	同					1,500円
		団体利用	1 回 10 名 以内					1,000円
	専用利用	トラック利用	1時間					5,000円
		全体利用	同					8,000円
補助競技場	専用利用	1時間	3,000円					
フットサルコート		1 面 1 時 間	5,000円					
照明設備	フットサルコート	同	1,000円					
備考 1 陸上競技場に係る単位の1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。								
2 補助競技場は、専用利用以外の利用は無料とする。								
4 球技場								
区 分		単位	使用料の額					
球 技 場	球 技 場 1	1時間	4,500円					
	球 技 場 2	同	6,000円					
放 送 設 備	球 技 場 1	同	500円					
5 テニスコート								
区 分		単位	使用料の額					
テニスコート		1面1時間	1,000円					
照 明 設 備		同	400円					
6 宿泊棟								
区 分		単位	使用料の額					
宿 泊 室	1室	一般	2名 以下	1 人 1 泊	3,000円			
			3名 以上	同	2,000円			
		小学生、中学生及び高校生	同	1,500円				
		学齢に達しない者	同	800円				
7 グリーンハウス								
区 分		単位	使用料の額					
ミーティングルーム 1		1時間	200円					

改 正			現 行
ミーティングルーム 2	同	400円	
ラウンジ	専用利用	同	1,600円
備考 ラウンジは、専用利用以外の利用は無料とする。			
8 駐車場			
区 分	単 位		使用料の額
普通自動車	1時 間を 超え る場 合	1台最初の1 時間	300円
		1台最初の1 時間を超える 時間30分まで ごと	100円
	1台1日における駐 車時間が5時間を超 える場合		1,000円
大型自動車	1時 間を 超え る場 合	1台最初の1 時間	900円
		1台最初の1 時間を超える 時間30分まで ごと	300円
	1台1日における駐 車時間が5時間を超 える場合		3,000円
原動機付自 転車及び二 輪自動車	1時 間を 超え る場 合	1台1時間	100円
		1台1日における駐 車時間が5時間を超 える場合	
自 転 車	1時 間を 超え る場 合	1台最初の8 時間	100円
		1台最初の8 時間を超える 時間8時間ま でごと	100円
	1台1日における駐 車時間が17時間を超 える場合		300円
備考 1 普通自動車とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含			

改 正				現 行			
<p>めた高さが2.5メートル以上のものをいう。</p> <p>2 原動機付自転車とは、道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいい、二輪自動車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。</p> <p>3 自転車とは、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。</p> <p>4 駐車場は、1時間以下の利用は無料とする。</p>							
別表第2（第14条関係）				別表第2（第14条関係）			
区 分		単 位	利用料金の 上限額	区 分		単 位	利用料金の 上限額
メインフロア	全 面	1 時 間	1,310円	体 育 館	全 面	1 時 間	1,290円
	半 面	同	660円		半 面	同	650円
テニスコート		1面1時間	710円	テニスコート		1面1時間	700円
会議室	大 会 議 室	1 時 間	230円	会議室	大 会 議 室	1 時 間	230円
	小 会 議 室	同	120円		小 会 議 室	同	120円
放送設備		1 回	2,090円	放送設備		1 回	2,060円
照明設備	メインフロア	全 面	2,150円	照明設備	体 育 館	全 面	2,120円
		半 面	1,080円			半 面	1,060円
備考（略）				備考（略）			